

國學院大學學術情報リポジトリ

How did Yoshida Kanetomo Learn about Sanjūbanjin

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Idubuchi, Tomonobu メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000743

吉田兼俱の三十番神説形成について

出 瀧 智 信

はじめに

明応六年（一四九七）二月九日^①、吉田兼俱は、日蓮宗で信仰されている三十番神について、妙顕寺（当時は妙本寺と称していた）・妙蓮寺・本圀寺に対し、「三十番神事」と題する一通の質問状を送付した。内容は、①日蓮宗内に鎮守する三十番神とは、良正勧請三十番神か天孫降臨三十二神^②、どちらか。②その三十番神がもし良正の勧請であるなら、日蓮宗の宗義に反するのではないか。③予（兼俱）の八代前の先祖兼益が日蓮に対し

天孫降臨三十二神の神名を伝授しているから、天孫降臨三十二神でないか。④（②③から考えれば）日蓮宗の三十番神は良正勧請の三十番神ではないであろう、というもので日蓮宗側からは難状とも言われた^③。補足すると、そもそも三十番神とは、神々が一月三十日を一日ずつ交代で法華経を守護するという信仰で、元は天台宗に発するものである。この三十番神については、いつ誰が勧請したのかという問題があり、最澄勧請説、慈覚大師勧請説、良正勧請説、つまり三つの三十番神勧請説があった^④のだが、その内兼俱は良正勧請説を採り、「三十番神事」を発するのである。

そしてこの質問状を端に兼俱と妙顕寺・妙蓮寺・本園寺との間で、三十番神に関する論争が行われた。これを番神問答という。書状のやり取りで行われ現在まで九通に及ぶ書状を確認する(以下、これら書状を問答書簡と称する)⁽⁵⁾。これら問答書簡は後に書写され、多くの伝本を生むことになるが、その内最も重要なのが妙顕寺が所蔵する妙顕寺文書である。なお、問答書簡九通全て揃えているのは、現在のところまでこの妙顕寺のみしか確認できていない。

さて、番神問答の研究は三浦周行を嚆矢とし、廣野三郎、園田健氏、石附敏幸氏の研究があげられる。次にこれら先行研究を顧み、問題の所在を追ってみることにする。

まず三浦⁽⁶⁾は、兼俱は三十番神を神代降臨三十二神と解釈し、『兼益記』という偽作を用いて、兼俱八代前の祖兼益が日蓮に對してその神代降臨三十二神の神名の字訓を伝授したと主張することによって、日蓮宗の三十番神信仰を吉田神道の影響下に置くという利益を狙い、日蓮宗も『兼益記』を受け入れることによって、日蓮宗の三十番神信仰が天台宗からのものではなく、吉田家より直受されたものであるという主張が出来、そこから「天台宗より分離」するという利益を狙い、この二つの利益のために、吉田家と日蓮宗が妥協(吉田家日蓮宗が互いの利益を

得ようとしたという意味)の結果成立した問答であるとする。

これに對し、廣野三郎⁽⁷⁾は、番神問答において、兼俱は公家・幕府の力を以て妙顕寺・妙蓮寺を圧迫しつつも、一方で妙顕寺日具に―当時は既に備中国境智寺(現岡山県妙本寺)に退隱―極官僧正推挙を仄めかしていることから、三浦論文が「妥協」により番神問答は成立したとするより、むしろ妙顕寺・妙蓮寺の「屈服」により番神問答は成立したとする。

一方園田健氏⁽⁸⁾は、日蓮宗の三十番神のその独自の解釈を詳述し、そこに天台宗勸請の三十番神を日蓮宗独自の勸請にしようとする努力が見られ、そうなるに至ったのは、兼俱の番神問答にあると論じる。園田論文は番神問答のみならず、法華神道を神道史の立場から研究した数少ない論文である。

そして近年石附敏幸氏⁽⁹⁾は、番神問答の背景には、番神問答発生の明応六年以前の同五年に発生した、日蓮宗内での一致派勝劣派の紛擾があることを推測する。当時朝廷はこの紛擾に對し関心を引いていたが、またこの紛擾は吉田神竜院門前でも発生しており、兼俱も決して無関心ではいらなかった、ここに朝廷と兼俱の思惑が一致し、兼俱は懸案であった日蓮宗との対決を実現すべく、番神問答を試みたとし、番神問答は吉田家と日蓮宗の私的な問答ではなく、朝廷をも含めた公的な問答である

と、その政治的な面を明確に論じているのである。

以上先行研究をまとめてみたが、三浦論文を基調に、兼俱の質問状を受けた日蓮宗の対応を中心とした考察である。加えてその論述に用いられた史料は、妙顕寺文書、法華神道書等日蓮宗側の史料であり、番神問答を日蓮宗側から見た研究でもあつて、吉田家側の史料・立場から取り上げられることは少なく、故になぜどのようにして兼俱は番神問答を挑んだのかという、もう一つの視点から論じられることが希薄であつた。それは中世神道史・吉田神道の研究の進捗によるものであるが、ここではこれ以上論じる余裕はない。ただ本稿では、番神問答を吉田家側の史料から、その立場に立つて考えてみることにする。そこで二つ問題が上がつてくる。

一つ目は明応六年から遡ること十一年前の文明十八年（一四八六）足利義政に進め、その頃には成立していたと思われる兼俱撰『神道大意』（尊経閣文庫本¹²）の中で、兼俱は「同由来事」という一節を設け、「右正義不詳、傳聞叡山慈覺大師如法經始行之時、於稜嚴峯之杵洞毎日有化現之瑞、因茲以其神當^三其日^三爲三十神、加之以此三十神配^{ニテ}一月三十日、守護禁闕之故号番神^一云々、此段曾無蹤跡、抑慈覺大師者貞觀六年正月十四日入滅矣、是後經數年^二垂迹神多加此番神、於中、祇

園社者貞觀十八年始而勸請之、北野天神者延喜三年二月廿五日於太宰府^三薨^ス、覺大師入寂之後、經四十年、然^二天曆元年六月九日影向於右近馬場、此故始而建祠堂^ヲ於彼地^三、授神号、謂北野天滿天神^一、貞觀六年以降經八十餘星霜者也」と記し、三十番神については正確に詳しいことは分からないと述べ、伝聞程度の認識で慈覺大師勸請説に触れ、これについては蹤跡がなく、かつ三十番神の内に祇園・北野が入っているが、両社の創建は慈覺大師没後であるから、年代的に合わない疑問を投げかけており、当初誰が三十番神を勸請したのか知らなかったようである。それが十一年後には、良正勸請説を採り「三十番神事」という難状を發するまでになれたのである。つまりこの間に兼俱は良正勸請説を知ったことになるのだが、どのようにして知ったのか、という問題である。結論から言うと、当時の天台座主梶井宮二品親王から（以下、引用史料によつて梶井殿、當座主梶井宮二品親王、梶井法親王等ともするが、本稿では梶井宮二品親王とする）三十番神に関する史料の提供があり、そこで初めて兼俱は良正勸請説について知ることになるのである。二つ目はその史料の提供については『卅番神事^{兼政朝臣筆}』『神興光耀記^{スズキ神問答}』及び兼俱が妙顕寺に送った二通目の問答書簡「重而状」、以上三つの史料に記されているのだが、何故か史料に

よってその経緯を異にしており、整理検討しなければならぬ、という問題である。

よってこれら三つの史料をそれぞれ個別に整理検討することで、兼俱がどのようにして良正勸請説について知りえたのかこの意で、本稿を吉田兼俱の三十番神説形成についてと題す⁽¹⁾を考察し、また附して「重而状」が偽作であることを指摘したい。

『卅番神事』^{兼致朝臣筆}

兼俱はどのようにして良正勸請説について知りえたのか。それについて記した史料にまず『卅番神事』^{兼致朝臣筆}があげられる。

吉田兼俱が梶井宮二品親王に三十番神慈覚大師勸請説について問い尋ね、返答を得るまでの経緯を吉田兼致が自身の見解を加えながら記した史料である。天理大学附属天理図書館吉田文庫蔵『御集筆八』に収録⁽¹⁴⁾。西田長男博士により全文引用紹介されている。『御集筆』とは『吉田文庫神道書目録』⁽¹⁵⁾によれば全二十一軸で、恐らくは吉田家所蔵の文書を卷子装に仕立てたものだろう。西田博士が兼俱撰『神道大意』の成立にも関わる重要史料であるとしつつ、「ただし、これはなかなか難読の文書

であって、なお、意味の十分に通じないところもあるので、詳しくは後考に委ねて、いまは単に紹介するにとどめておく。」⁽¹⁷⁾と述べられているように、やはり難読の史料である。何故かという⁽¹⁸⁾と、三十番神慈覚大師勸請説と良正勸請説を巡って梶井宮二品親王、山科言国、吉田兼俱、吉田兼致のやり取りが記されているのであるが、主語が明記されておらず、いったい誰の言動なのか⁽¹⁹⁾がわかりづらくなっており、かつ語義不明瞭な箇所があるからである。そこで改めて『卅番神事』^{兼致朝臣筆}の全文を用し、粗々ではあるが分かる範囲で内容の把握に努めることにする。なお、論の展開上本文を(A)〜(J)に分けることにする。すなわち次の如くである(引用は原文からとするが、西田長男博士の引用文も参照とした)。

今朝、以山科宰相^(A)被仰下云、神道大意之内、卅番神事、慈覚大師勸請之儀不審之由、被極載之、此儀非慈覚大師草創之儀、延久度南樂勸請之由、梶井殿被注進之、此趣可申家君之由被仰下之、自梶井殿被注申分、

法印宗快^(B)山所明名臣國顯⁽¹⁶⁾者 如法經六帖

式^(C)非礼也⁽¹⁶⁾ 表裏云、

神明帳事 十二番次第、

一番^{子百}八幡大菩薩

二番^五賀茂大明神

三番^{寅日}松尾大

四番^{卯日}稲荷

五番^{辰日}平野

六番^{巳日}祇園

七番^午春日

八番^{未日}住吉

九番^{申日}比叡

十番^酉新羅

十一番^{戌日}五処

十二番^{亥日}三尾

如此如法堂妻戸上被打之、今不見也、

三十神者、延久年中南楽阿闍梨良正勸請也、院内廣裳衣法師原狼藉之間為勸發、彼於法界坊、長日仁王講被始行之刻(勸請之、世以用之条頗不審也、以上、

御秘伝日、

淨蔵夏横川如法堂、一夕旋庭、俄有異人、自西来尋問、誰、

答日、我是賀茂明神也、昔慈覚大師令京畿二百余神番護此法、今日我之直也、庭下有穢、我欲責之、而師之所為也、

我不能如何、便召神人穿去其地方五尺余、以上尺書、

今案、十二番神内、又有祇園社、是亦後人之所為歟、此

記又不云大師勸請焉、况伝文有二百余神之言、尤為龜鑑、從而可博考、於三十神其濫觴分明也、奏聞不足議而已、

彼門跡之注進分、一昏被下之、今晚為宿參内、以山科宰相申入云、仰趣後説明從二位仕候処、三十神事、於慈覚大師

勸請者、頗不審無極者也、祇園・北野^等社者、彼大師已後

勸請也、年紀以外相違、今自梶井殿御注進分爲延久度云、

尤可宜歟、然今度神道大意新作之刻、彼番神古来不及

朝家之御沙汰之間、於当流不弁元由者也、仍相尋三塔住侶

等之処、慈覚大師於杉洞如法経如^結行之時出現之由示送之了、

仍注載彼大意者也、又被^目仰下云、延久度社壇可宜之由被申

之条、委細被聞食了、然者、彼大意文章可改進歟、但猶為

家之義勢者、不可被改歟、而^一宜被任愚在者、余申入云、

於当流依不弁元由、相尋注^口未任彼進之旨、注載了、延久

○勸請之儀為正義者、亦可宜歟、此子細可被書載彼大意之

由、可申家君之由言上了、仍大意一帖被下之、可注入之由

被仰出了、

概ねの内容は(A)(B)(J)の三段から分かるので、まずこの三段から確認してみよう。

(A)『神道大意』「三十番神由来事」の中で示した三十番神の慈覚大師勸請説に対する不審について、「梶井殿」(梶井宮二品親王のこと)より「山科宰相言国卿」を使者として良正の勸請であるという注進があり、それを「家君」に申し伝えて欲しいとの仰下があったとする。ということは、明記こそされてな

いものの、慈覚大師勸請説について兼俱は梶井宮二品親王に問
い尋ねたということなのであろう。「家君」という語と『卅番
神事兼致朝臣』が兼致筆であることを考えれば、その注進を受け
たのは兼致、「家君」は兼俱とするのが妥当である。つまり梶
井宮二品親王から山科宰相言国卿が、吉田家からは兼致がそれ
ぞれ使者となつてやり取りが行われたのである。

(B) その注進というのが「法印宗快魚山日名經因作作者 如法経六
帖式兼俱表裏云」(以下「如法経六帖式表裏云」と略す)であ
る。宗快については未詳。暦仁元年(一二三八)に天台声明の
音図目録『魚山目録』を記す。「如法経六帖式表裏云」とは、
一名嘉禎二年紀(つ)とあるように、嘉禎二年(一二三六)宗快の著
作で、如法経写経会の作法用意等を説いた『如法経現修作法』
のことである。その表裏に十二番神の神名と、三十番神は延久
年中に良正が法師原—中世芸能を支えた下層の僧(19)の狼藉を勘
発するため、法界坊で仁王講を始めた時に勸請したものである、
と記されていると兼俱に伝えたのである。十二番神については、
『門葉記』巻第七十九如法経一「壹道記云」(20)にも載せるが、こ
ちらは一番子日伊勢大明神、二番丑日八幡大菩薩とする等、「如
法経六帖式表裏云」とは異なっているので、十二番神は一定を
見なかったのではないか。また良正についてもこちらも未詳だ

が、三十番神を勸請した理由が、法師原の狼藉を譴責するた
めだという点には、今後注意が必要である

(J) 結果、延久年中の勸請が正しいのだろうが、詳細を『神
道大意』に載せるべきと兼致が兼俱に進言したのであろう。そ
して兼俱から『神道大意』一帖を渡され、良正勸請説を記すよ
う仰せ出されたという。ここで注目したいのが天海旧蔵で叡山
文庫蔵兼俱撰『神道大意』「同由来事」(三十番神)である。そこには「爰
延久四年、横川南樂阿闍梨良正、仁王講始行之時、於法界房勸
請、件三十神是則為濫觴歟、聰賢大僧都云、彼神名帳者法界房
之守護神也、必不可用之云々、又云、彼山如法堂十二神事、天長
年中覺大師勸請之、此中祇園新羅等年紀相違同上」と三十番神
が良正の勸請であると載せるのだが、それは恐らくこの兼俱の
意向を受けた兼致の手になるものかと思われる。ただしこの一
節は西田長男博士が指摘されているように、本文の異同がみら
れる「三十番神由来事」でも他本には見えないのである。付け
加えるなら、この叡山文庫本『神道大意』本文自体は、寛文五
年(一六六五)藤原忠泰が五條天神宮社司寺本正房所蔵本を書
写した一本(21)に近いので、恐らくはこの系統の一本に「爰延久四
年、横川南樂阿闍梨良正」の一節が挿入されたのであろう。
次に残り(C)から(I)にかけてだが、(A)(B)(J)

の補足的なもので、(丁)に至るまでの吉田兼致と山科言国とのやり取りを記す。語義がうまく解釈できない箇所が幾つかありわかりづらいのだが、概ねの内容は今述べたとおりなので、ここでは無理な解釈は避け、簡単な内容把握と問題点の指摘に留めておく。

(C)「御秘伝日」として、慈覚大師が京畿二百余神を法華經の御法番神としたとする一節を引用する。同文が『拾遺往生伝』卷中淨藏の項、『神興光耀記』又云番神問答引用「淨藏傳曰」、「元亨積書」卷第十感進二の淨藏伝にあるが、最後に「以上尺書」で終わっていることを考えれば、『元亨積書』が出典と考えてよいであろう。

(D)「今案」とあり、兼致が自らの見解を記す。すなわち「如法經六帖式表裏云」に記された十二番神について、祇園社があるのは後世誰かの所為ではないかと疑い、「此記」つまり「如法經六帖式表裏云」には慈覚大師勸請とは記しておらず、御秘伝には慈覚大師は二百余神を御法番神としたとあるので、こちらが正しいかもしれないから広く考えるべきであるという。

次に「於三十神其濫觴分明也」とあるのは、「三十番神の起源ははっきりしている」という意で、兼俱・兼致は慈覚大師勸請説の是非について、この「如法經六帖式表裏云」より良正勸

請説であることが分かったという意味であろうか。更に「奏聞不足議而已」とある。この奏聞を字義通り、天皇に奏上することと解釈すれば、朝廷との関わりを想定できる。先に触れたとおり、石附氏は番神問答が朝廷も関与する公的な問答であることを指摘するが、この「奏聞」もそれを指している可能性がある。

(E) 梶井宮二品親王からの注進「如法經六帖式表裏云」に對して、兼致が山科言國に對して述べた言葉と思える。すなわち良正勸請説について、父兼俱(從二位)に伝えます、慈覚大師勸請説對しては、祇園・北野は慈覚大師生存中の創建ではないので疑問を感じるが、梶井宮二品親王からの注進どおり良正勸請説の方が正しいであろうと述べる。

(F) この度神道大意を新しく作る際とあるのは、兼俱撰『神道大意』のことを指していると思われる。そして三十番神は古来より朝廷の沙汰によるものではなく、吉田家においてもその起源がはっきりわからないから(於当流不允元由者也)、三塔(比叡山延曆寺の東塔・西塔・横川)に聞いたところ、慈覚大師が杉洞で如法經始行をした時に三十番神は出現したという返事をもらったので、『神道大意』にもそう記したという。三塔が兼俱に伝えたとするのは、『叡岳要記』下「慈覚大師如法經事」

に「天長六年己酉慈覺大師御年三十六。於首楞嚴院椶穴中締草庵。殖皮鹿庭三ヶ年。晝夜三時讀天台法華懺法」。(中略) 以三國內有勢有德神明三十ヶ所。爲三守護神。列三結番定日。」と、慈覺大師が首楞嚴院の椶穴中に草庵を結び、天台法華懺法のため神明三十ヶ所を守護神としたとする記述か、またはそれと同文を載せる『門葉記』巻第七十九如法經一「沙門壹道記云」⁽²⁶⁾か、いずれかではないか。それを受け兼俱は『神道大意』「同由来事」⁽²⁷⁾(尊經閣文庫本)に「右正義不詳、傳聞叡山慈覺大師如法經始行之時、於稜嚴峯之杵洞每日有化現之瑞」と、慈覺大師勸請説を記したのであろう。このことから兼俱は三十番神について、(A)とはまた別に三塔にも聞いていたことがわかるのであり、それは『神道大意』が成立したと思われる文明十八年頃のことかと考えられる。このことは『神道大意』の成立にも関わる重要な問題で、更に慎重な考察を要するが、『三十番神事』⁽²⁸⁾の記述内容が詳細に及んでいることを考えれば簡単には否定できないであろう。なお、「於当流不弁元由者也」という語は(Ⅰ)にも同じ記述がある、先にあげた藤原忠泰写本にも見える。⁽²⁹⁾すなわち、

復毘沙門堂經海雖爲顯密碩学、以不弁三元由而問吾祖

則豈非後世之會釋也耶、

とある。藤原忠泰写本の成立を考える重要な一句である。

(G) (F) を受け山科言国が兼致に対して、再度良正勸請の詳細が説明されたということであろう。

(H) これもわかりづらいが、(G) を受けた兼致が、良正勸請であるなら『神道大意』でもそう書き改めるべきか(「彼大意文章可改進歟」、それとも吉田家の「義勢」(ここでは、自分の考え・意見・見解が正しいと主張するという意味か)⁽²⁹⁾の事もあるから、そこまで及ぶべきものではないのか、という意であろうか。

(Ⅰ) 「余申入云」以下は兼致が山科言国に申し入れた内容であろうが、欠字で意が十分通じない。

さて、これらの内留意すべきは(A)と(F)である。まず(A)では、兼俱が梶井宮二品親王に三十番神慈覺大師勸請説について問い尋ねたとするが、この後に取り上げる『神興光耀記』⁽³⁰⁾にも同様の事情を明応初年の事として記しているから、(A)は明応の早いころの出来事と考えられる。次に(F)は今述べたとおり文明十八年頃と考えられる。ということは(F)は(A)よりも時間的に先行していなければならない。

また内容から見てもそうあるべきであろう。つまり『卅番神事兼教朝臣』は（F）「於当流不弁元由者也」と三十番神への疑問からはじまり、以下（A）から順に続くのである。

他にも個々に検討すべき問題点が少なくないが、いずれにしても兼俱と兼致が三十番神慈覚大師勸請説への不審と良正勸請説で解決していく過程を記しており、番神問答が起るきつかけを知る上でも重要な史料となっている。なお語釈については不十分で問題はあるが、全体の解釈としては概ね先に述べた内容で大過ないと思う。

『神興光耀記又云番神問答』

二つ目の史料として『神興光耀記又云番神問答』があげられる。

『神興光耀記又云番神問答』とはその奥書によれば、吉田兼俱の門下生快尊が、まず永正十一年（一一一四）二月十一日から十五日までの五日間で「右上帖」を書写し、次に永正十五年（一一一八）四月四日に吉田兼満私宅にあった問答書簡を書写し、最後に永正十七年（一一二〇）八月に批判注解を加えたところである。「右上帖」とは未詳だが、吉田家所有の問答書簡を書写したという意味で、非常に貴重な史料である。内容は、まず問

答体形式で内裏三十番神、三十番神慈覚大師勸請説、日蓮宗内で祀る三十番神について論じる。次に三十番神の史料を収載（これについては後述する）、さらに問答書簡の書写へと続くが、日蓮宗側からの返答反論の問答書簡については、快尊の批評が加えられる。そして最後に奥書・識語となっている。問答の最後に小書きで「右分上巻也、此次者諸社本縁也、當家本縁為小双紙、仍為冥、其本一別紙書寫シ取」とあって、本書はもととは諸社本縁なる史料も附されており、それは別に書き取ったとあるので、成立当初と現存本では、恐らく本文構成が異なっていたのではないかと思われる。

さて、現在まで『神興光耀記又云番神問答』には十一本の写本を確認しているが、天理大学附属天理図書館吉田文庫にある卜部（吉田）兼右筆とされる一本(28)（ただし奥書等に兼右の名はどこにも記されていない）が最も重要である。何故なら他写本は「右一帖者卜部兼右自筆本申請書寫畢」「右一帖者卜部兼右自筆本申請書寫畢総社宮内少輔志貴昌勝」の書写奥書があり、恐らくはこの天理本、またはその系統の写本である可能性が高いこと、また残念ながら共通個所に大幅な誤脱があり、取り扱いはやや難を感じるからである。よって『神興光耀記又云番神問答』については天理本から引用することにする。

この『神興光耀記』又云番神問答の識語には、梶井宮二品親王から兼俱へ三十番神の史料の提供があつたことが記されており、恐らくはこれにより兼俱は良正勸請説を知ることになったと思われ、注意すべき一文となっている。すなわち次のようにある。

神光興耀紀(一七)
又云番神問答

神道長上下部朝臣兼俱者、大織冠廿一世孫子、天兒屋根命四十六代後胤也、内守五戒外專五常、因茲柔和忍辱衣、薰名稱普聞之句、慈悲質直袂、折貴賤崇敬○、入佛法、而窺真言禪門奧旨、出俗典、極儒教道教才学、殊於神易一道家業者、准大織冠之古、学周公丹之昔、去明應初比、日蓮流之僧侶一兩輩、臨兼俱私宅、就三十番神事吐種々利口、語色々高慢、于時長上思惟、三十番神者、非我業、勸請、傳聞起山門、如法經云、以事次欲驗紀、則當座主梶井宮二品親王、被窺申、依之天台座主聚三院之記録、取詮摘要被註下、其旨如左、

前半は兼俱の才学の称賛となっているが、問題はその後続く「去明應」以下からの一文である。(I) から(IV)に分けて

考察を進めてみる。

(I) 明応の初め、日蓮宗の僧侶が兼俱の私宅を訪れ、三十番神について様々な利口なことを吐き、色々高慢なことを論じたとするが、この表現については、『神興光耀記』又云番神問答で快尊は、兼俱の問答書簡に対する日蓮宗の返答の問答書簡に対し「日蓮黨放逸邪見外道也」「日蓮黨大盜賊也者」と頗る批判的な語を使っているので、少し控えめに捉え議論した程度に受け止めていた方がいいであろう。では果たして番神問答以前に、このようなことがあつたのであろうか。これについて考えるに、兼俱の日本書紀講義録である『日本書紀神代卷抄』に、「數年之先、日蓮宗話予(引用者注 兼俱を指す)日、以神爲本地、以佛爲垂迹、是出何書、予引前語以爲證矣」とある。「數年之先」とは不明だが、「日蓮宗話予」とあるから、少なくとも日蓮宗徒と兼俱が直接対面して神本仏迹について論じていたことがわかる。これを参考とすれば、明応初年、つまり番神問答以前に日蓮宗徒と兼俱が三十番神について議論していたとしても不思議ではない。

(II) (I)より兼俱は三十番神は吉田家の勸請ではなく、天台宗より起こったものではないかと答えたとする。これから推すれば、兼俱と日蓮宗徒との間での三十番神に関する議論の内

容は、慈覚大師勸請説をめぐってではないか、と考えることが出来るのである。

(Ⅲ)そこで事の次いでに三十番神について調べることにし、梶井宮二品親王に三十番神について問い尋ねたところ、梶井宮二品親王は三院にある三十番神の記録を要出し兼俱に渡ししたとする。すなわち次の六つの三十番神の基礎史料である。まず「△三十番神由来梶井宮當座主以御自筆寫之」として、

- (1) 「壹道記云」(十二番神慈覚大師神勸請説を載せる)
- (2) 「沙門壹道記云」(三十番神慈覚大師神勸請説を載せる)
- (3) 「三十番神勸請記云良正阿闍梨記也」(三十番神良正勸請説を載せる)

(4) 「良正阿闍梨記云」(三十番神良正勸請説を載せる)

(5) 「或記」(最澄が三千余社を勸請、次に慈覚大師が十二番神を勸請、最後に良正が三十番神を勸請したとする)を収載する。二行小書きで「梶井宮當座主以御自筆寫之」とあるのは、(1)から(5)が梶井宮二品親王の自筆でそれを書写したという意味だから、梶井宮二品親王から渡されたものであることがわかる。また(5)の最後に小書きで「已上天台座主梶井宮二品親王以自筆神道長上之返答記録也」とあるのも同じ意味であろう。ところで「神道長上之返答記録也」とあるが

何かというと、恐らく(1)から(5)の直前に記されている問答体の事で、「問」に対する「答」を兼俱とすれば、三十番神に関する質問に兼俱は(1)から(5)を以て返答したということなのであろう。例えば「答」の一つに「次世流布卅番神者、叡山良正延久五年延久五年正月十日、或依心願、或任本約、觀請卅善神、註諸神名帳」と三十番神は延久五年良正の勸請だとなるのだが、これは(3)に「右三十善神。或依心願。或任本約。奉勸請如件 延久五年歲次癸丑正月朔壬戌十日辛未阿闍梨大法師良正謹記」とあるのに拠ったものと考えられるからである。

次に典拠についてだが、(1)と(4)は青蓮院藏『門葉記』卷第七十九如法経(36)にも収載されていること、三院が天台宗三門跡でありその内の一つ青蓮院であるとすれば、『門葉記』であるとみて良いであろう。しかしあくまでも要出である。具体的には未詳だが、(1)「壹道記云」は『門葉記』では、一番子日伊勢大明神から十二番亥日阪波大明神を記すが、『神興光耀記又云番問答』は一番子日伊勢大明神だけで残り十一神は記さず、空白空きとされ、次に本文が続くという形になっている。また(2)「沙門壹道記云」も『門葉記』では、十日伊勢大明神から九日貴船大明神まで三十神を記すが、『神興光耀記又云番問答』

は十日伊勢大明神、十一日八幡大菩薩、十二日賀茂大明神、十三日松尾大明神だけで残り二十六神は記さず、空白空きとなって次に本文が続けられている。これが梶井宮二品親王の要出であろうか。他『門葉記』では(1)～(5)と共に「三十神御事」も載せるのだが、こちらは見る事ができないのは兼俱に渡されなかったのではないか。また(5)「或記」については、『門葉記』にはないのでまた別な典拠と考えられるが、これも未詳である。更に、

(6)「如法経六帖式表裏云」(三十番神良正勸請説を載せる)を収載する。これが梶井宮二品親王から渡された史料であることは、先の『卅番神事兼致朝臣事』で述べたとおりである。しかし『卅番神事兼致朝臣事』と比すと、『神興光耀記兼致朝臣事』は恐らくは省略して収載したのかと思われる。すなわち次の如くである。

法印宗快聲明名臣 魚山日録之 作脱者 如法経六帖式盛徳二 年紀也 (表裏云脱)

卅神者、延久年中南樂阿闍梨良正勸請也、院内廣裳衣法師原狼藉之間爲勸發、彼於法界坊、長日仁王講被_レ始行之刻勸請_レ之、世以用_レ之条頗不審事也、以上後記

俱牒状以此記爲證状

私云卜部兼

『卅番神事兼致朝臣事』では、「神明帳事 十二番次第」として一番八幡大菩薩から十二番三尾大明神までの十二神の神名が列記されているが、『神興光耀記兼致朝臣事』では記されていない。誤脱とは思えず省略と考えたい。これについては、この後取り上げる「重而状」で再度触れることにする。

次に小書きで「私云卜部兼俱牒状以此記爲證状」とあるが、恐らく「私云」は快尊、「卜部兼俱牒状」は兼俱が妙頭寺・妙蓮寺・本圀寺に送付した質問状である問答書簡、「此記爲證状」は「如法経六帖式表裏云」であろう。これらを勘案すれば、小書きの意味は、兼俱は「如法経六帖式表裏云」から良正勸請説を採り、それを根拠に妙頭寺・妙蓮寺・本圀寺に対し質問状を送付したと解することができる。

(IV) そして最後に「其旨如_レ左」とあって、本来なら梶井宮二品親王の提供史料、つまり(1)～(6)は、この後に続いていたのだろうが、『神興光耀記兼致朝臣事』はここで終わっており、何も記されておらず、全く別な所に収載されているのである。まず(1)～(5)は『神興光耀記兼致朝臣事』の前半冒頭にある問答体形式の後に続いている。また(6)は『神興光耀記兼致朝臣事』の最後、すなわち奥書直前に記されている。しかし(1)～(6)は、当初「其旨如_レ左」の後に続いていたのだろう。

例えば『神光興耀記』又云番神問答には「三十番神事」を収載するが次のようにあるからである。

明應六年二月九日神祇長上以三條狀一日蓮門徒、本國寺、妙

蓮寺、妙本寺之三箇所へ、被尋冊番神々名帳、其狀云左見、

三十番神之事

(以下、本文略)

すなわち、「左見」として「三十番神事」が続くのである。これから考えれば、やはり「其旨如左」の後に(1)から(6)が続いていたと推測できるのである。それが何かの事情で現存本の如く位置が変わってしまったのでは、と考えるのであるが、その理由が明らかにできない。これについては、本稿の課題ではないのでまた別稿としたい。

さて、ここでまとめておくと、『神光興耀記』又云番神問答はその構成に検討すべき点が多いが、記述内容については重要な示唆に富む。本稿で引用した識語もその一例で短文ではあり、『冊番神事』兼俱御原筆「程詳細かつ明記されていないものの、収載史料の小書きと合わせて考えれば、明応初年、兼俱は日蓮宗との三十番神勸請説に関する議論から梶井宮二品親王について問い尋

ね、(1)から(6)を渡され良正勸請説を知り、採ることになつたと考えられるのである。

「重而状」

三つ目の史料として「重而状」があげられる。この「重而状」とは、全九通に及ぶ問答書簡のうちの一通で、兼俱から妙顕寺へ送った二通目の問答書簡である。内容は「三十番神事」に対する妙顕寺への返答の催促状³⁷⁾、もしくは、改めて吉田家側から日蓮宗側に、「三十番神事」の史料的根拠を示す必要が生じたため発した書状ともされ解釈が分かれるが、兼俱が妙顕寺に送った問答書簡であることには間違いない³⁸⁾。年未詳だが、内容から察して明応六年であろう。

さて本状を(ア)～(エ)の四つに分け、その内容を確認しておく。すなわち次の如くである⁴⁰⁾。

重而状 二月十八日到来

三十番神流布名號事

文明十八年、於禁裏³⁹⁾神道講尺之時、冊番神世以流布之神名事、後三條院御宇山門住侶良正法師私之勸請也、

非^レカ聖斷^ニ之故^ニ不^レ叙^シ用^ニ神道之法^則之由^シ、演說申^シ了^ス、此^ノ砌、梶井^ノ法親王御聽聞^ノ之後日、被^レ進^ニ此^ノ一紙^ヲ於^テ禁裏^ニ云、他日講尺之時^キ被^レ加^ニ勅言^ヲ、直^ニ拝^ニ受^シ玉^フ此^ノ一紙^ヲ、頗^ル眉目^ノ之隨^ニ一ナル^ル乎^カ、

三十番神 山門記家注進

法印宗快 声明名臣國魚山 目錄名臣者 如法經六帖

式^{年嘉禎}表裏^ニ云、

三十神^ト者、延久年中、南樂阿闍梨良正勸請也、院内廣裳^{ヒロモ}衣^ハ法師原^ハ、狼藉^ノ之間^ニ爲^メ勸發^シ於^テ法界坊^ニ長日仁王講被^レ始行^ニ之刻^ニ勸^ニ請^ス之^ニ、世以用^ニ之條^ニ頗^ル不^レ審^ニ事也^ト、
兼益記

弘長元年二月九日、法華^ノ行者日蓮法師入來、依^ニ神領武州^ノ恩田御厨^{ミナリヤ}代官益行口入^ニ、去年^{ヨリ}以來連々通達^シ了^ス、此^ノ人立^ニ妙經^ノ時節現當^ニ法門^ヲ、作^ル書籍^ヲ、名^ニ安國論^ト、顯学無^レ双^ノ之人^云、神代降臨^ノ卅^二神^ノ名号^ノ事^ノ懇望^ノ之間^ヲ、旧冬^ノ遣^シ之^ニ、件^ノ神号字訓讀様、爲^レ傳受^シ今日來臨^シ、此事神道行法^ノ之秘号也、於^テ凡人^ニ者、輒^ラ不^レ相^ニ傳^ニ之儀也、然^ル此^ノ入極^ニテ一代藏經^ノ之才学^ヲ、頗^ル異^レ人^ニ之間^ヲ、不^レ涉^カ、
思惟^ニ令^レ授^ニ与^ニ件^ノ秘訓^等了^ス、

彼雜掌折紙之状云、

爲^レ奉加續神名帳、當^テ宗寺内卅番神名号事、先度書^ニ于一卷^ニ不^レ審^ニ之趣^ヲ、若^シ被^レ守^ニ山門横川之余流^ヲ云、亦被^レ專^ニ神道正^ニ之勸請^ヲ云、兩段間^ノ事可^レ預^ニ御返事^ト候哉、
記録^ク、一紙寫進^ニ之候、恐々敬白、

二月日 吉田二位雜掌 俱一奉

妙本寺

衆徒御中

(ア) 文明十八年神道講釈の時、三十番神が議題となり、兼俱は良正の「私勸請」で、聖斷によるものではなく神道の法則ではないと述べた。それを聞いた梶井宮二品親王が、一紙の注進状を禁裏に進めた。後日講釈の日、勸言あつてその一紙を兼俱は拝受したのだが、それは大いなる名譽であつた。それが「如法經六帖式表裏云」であるという。

(イ) 次にその「如法經六帖式表裏云」を引用するが、「神興光耀記^{又云音釋問答}」同様、こちらが一番八幡大菩薩から十二番三尾大明神まで十二神が列記されていないのは、やはり省略であろう。そしてそれは兼俱の手によるものではないかと推測する。

(ウ) また次に『兼益記』が続く。「三十番神事」で日蓮が兼

益に神代降臨供奉三十二神の神名を求めたという主張を、『兼益記』で再度主張するのである。三浦周行が言うように、これが偽作であることは周知のとおりである。⁽¹⁾ その指摘点は幾つかあるが、その一点をあげると、卜部家系譜及び系図より、兼益が日蓮に神道を伝授したとする弘長元年は、兼益は幼少で日蓮に神道を伝授するのは無理だとするのである。最もな指摘である。

(エ) 更に彼雑掌折紙之状と続く。「彼雑掌」とあるから妙顕寺側からの書き方であろう。ここで兼俱は統神名帳に三十番神を加える為という理由で「三十番神事」を発したとし、改めて三十番神が山門横川の余流（良正勸請）のものか、神道正勸請（天孫降臨供奉三十二神）によるものか、どちらかであるか、と問うのである。そして記録古今分一紙を写し進めたとするが、それは恐らく「如法経六帖式表裏云」と『兼益記』のことと思われる。つまり「重而状」は、この二つの史料を根拠にした「三十番神事」への返答の催促を目的とした問答書簡なのである。ただし「重而状」自体、その内容は大変疑わしい。これについては次で述べることにする。

吉田兼俱の三十番説の形成及び「重而状」の真偽

以上三つの史料から吉田兼俱がどのようにして良正勸請について知りえたのかを追ってみた。それぞれが経緯を異にするところで、特に梶井宮法二品親王に三十番神勸請説を問い尋ねたきっかけが、まず『卅番神事』^{兼文明初臣筆}では「神道大意」で示した慈覚大師勸請説に対する不審からであるのに対し、『神興光耀記』^{又云番神問答}では明応初年日蓮宗徒と、恐らくは慈覚大師勸請説に関する議論からと違いを見せる。しかし、両史料とも兼俱が三十番神勸請について、梶井宮二品親王に聞いて史料の提供を受け、良正勸請説を知ったという点では共通しておりそれは信じて良いと思う。

これに対し「重而状」は、兼俱が文明十八年宮廷で神道を講釈したというのは実際あったと思われるも、その時三十番神について良正の私の勸請であると講義し、それを聴いた梶井宮二品親王から「如法経六帖式表裏云」の提供があったと、『卅番神事』^{兼文明初臣筆}『神興光耀記』^{又云番神問答}とは事情を大きく異にし疑問を感じる。文明十八年と言えは、兼俱が『神道大意』を足利義政に進めた年で、その『神道大意』に附した「同由来事」^(三十番神)の中

で、三十番神については、まだはっきりしたことは知らないと述べているから、この時点で兼俱が良正勸請説を講義したとは考えにくい。まして梶井宮二品法親王からの「如法経六帖式表裏云」の提供がその講義を聴いた後になっているなど、余りにも『卅番神事』兼致朝臣筆『神興光耀記』又云神問答と話が違いすぎる。何故このようなことになったのか。

「重而状」は、先にも述べたとおり「三十番神事」に対する妙顕寺への返答の催促状、または吉田家側から日蓮宗側に、「三十番神事」の史料の根拠を示す必要が生じたため発した書状ともされ解釈が分かれるが、兼俱が妙顕寺に送った問答書簡であることには間違いない。そのためか、兼俱自身、妙顕寺に対して自分の立場を強く見せる必要があったのではないか。そこでまず「後三條ノ院ノ御宇山門ノ住侶良正法師私之ノ勸請也、非カ聖断ニ之故ニ不レ叙ニ用神道之法則ヲ之由ニ、演說申シ了ヌ」と良正勸請説をあたかも自論の如くして先に持って行き、その後それを聴いた梶井宮二品親王から「如法経六帖式表裏云」の提供があったと、前後関係を入れ替えた。そうする事によって、自論が梶井宮二品親王からの提供史料により立証されたようにし、それを以って妙顕寺に対し自分自身の立場を強く見せる一つの自己顕示を狙ったのではないかと思うのである。

しかし実際は逆で、『卅番神事』兼致朝臣筆『神光興耀記』又云神問答のように、兼俱からの問い尋ねに対し梶井宮二品親王からの史料の提供があり、その時初めて兼俱は良正勸請説を知り、三十番神について主張できるようになるのである。兼俱から妙蓮寺に対する二度目の質問状である「重求三十番神勸請无由之事」(4)に「閔ニ彼返牒ニ、專レ要ニ吾人皇第一神武之格式ニ、次破ニ天台座主法親王御所進之舊規ニ、苟モ削ニ一朝累家之記録ニ、誠是此宗之面目乎」(明応六年二月晦日 妙蓮寺学侶宛)とあり、また先に引用した『神興光耀記』又云神問答『如法経六帖式表裏云』の最後に小書きで、「私云ト部兼俱牒状以此記為證坎」とあるのは、まさにそのことを言っているのでないだろうか。

つまり「重而状」は前後関係を入れ替えた偽作と考えられるのである。『兼益記』という偽作がこの後に続いているのも考慮すれば十分考えられることだと思ふ。

おわりに

吉田兼俱は、最初三十番神慈覚大師勸請説に不審を抱きつつも、誰の勸請なのか確かなことは知らなかったため、梶井宮二品親王に問い尋ね、三十番神に関する史料の提供を受けた。そ

ここで良正勸請を知ることになった。これにより「三十番神事」で「爰^ヤ於^ニ當^レ宗^ノ寺^内ニ號^{シテ}三十番神^ト被^レ崇^ム鎮守^ト是^何レノ神名^ヲ哉、若^シ要^ス稜^ニ嚴^ニ南樂^ノ勸請^ノ之名帳^ヲ者宗義^之建立^忽令^違却^一欺^トと発^スするまでになれたのである。のみならず「重而状」では偽作を試みるようにもなった。このような流れの中で、兼俱は自らの三十番神説を形成していったのである。特に慈覚大師勸請説の不審から良正勸請説へという流れが、兼俱にとつては大きな動きであつた。これがあつて番神問答を挑むことが出来たのである。

以上が本稿で論じたところである。さて、石附氏が、番神問答は決して吉田家と日蓮宗との私的な論争ではなく、朝廷をも挟んだその公的な性格を帯びた論争であることを指摘されているように⁽¹⁵⁾、根本的な見直しが必要となつてきている。実際番神問答は不明な点も多く、特に『神道大意』の成立も絡んでおり検討すべき点が少なくない。本稿で指摘したことはその一つに過ぎないのだが、ここで最後に今後の研究課題として、二点問題点を指摘しておきたい。

まず本圀寺の対応である。「三十番神事」に対し本圀寺社務権少僧都日壽が返答するのだが、それを見た日具は「本國寺返事只雖怖懸其實無之、可笑^云」(「三十番神御尋兩篇」⁽¹⁶⁾)と評し、

兼俱は「第三本國寺、彼所答不立^ニ入文句^一、唯取^ニ目錄^ニ云々、惣而要^ニ諸神^一云々、故^ヘ不^レ能^ニ再問^一スル^ル矣」(「賀礼」⁽¹⁷⁾)と要領を得ない、体を成さない返答であるとされてきた。しかし「立本寺文書」所収「番神問答書」⁽¹⁸⁾には、

本國寺返事云、
番神勸請之事一宗之大事也、以書状之間答尤聊尔也、以面可申^云、是無返事也、

とあつて、全く様相を異にし、三十番神勸請の事は我が宗でも重要なことで、それを書状で尋ねるのは「聊尔」、すなわち失礼なことであるから、こちらに来て問尋ねるべきだという強気の返事なのである。本圀寺の対応については再検討の必要がある⁽¹⁹⁾。

次に『要法寺舊記』にも書目「三十番神事 奥書日辰上人」⁽²⁰⁾として、問答書簡を収めるが、その奥書には、

日辰謂右 伊勢天照大神之御託宣也、予天文四年^{末乙}年、從清大外記三位宣賢、法号環翠軒宗尤傳受焉、然^ニ丙申七月廿七日洛陽大乱、書籍焚靡之時成灰燼、其後同廿四年五月

三日、謁本乗坊日修、クク云、環翠、自筆在越前慶隆院日諦所云々、清三位是吉田兼俱実子也、

とある。「丙申七月廿七日洛陽大乱」とは恐らく天文法華の乱のことで、この乱で一度本書は焼失したようだが、「環翠、自筆在越前慶隆院日諦所云々」とあることから、恐らく清原宣賢（号環翠軒、字宗尤 一四七五〜一五五〇）自筆の問答書簡が越前慶隆院日諦のもとにあり、それを日辰が再度書写したのではないかと考える。清原宣賢が問答書簡を所蔵していたことは、宣賢の日本書紀講義用テキストとされる『日本書紀抄』(上中下三冊) 下天孫降臨の註釈に三十番神が列記され、下末には「兼益記」が引用されていることから十分推測される⁽³⁾。

本因寺の対応や清原宣賢が問答書簡を所有していたことは、番神問答の展開や、吉田家と日蓮宗との交渉を考察する上で根幹的な問題である。ただしこれらを考察するには、更なる史料の調査探求が必要なのであって、そういった意味では番神問答のみならず法華神道は、まだ未開拓分野と言つていいであろう。

注

(1) 『妙顕寺文書一〜八』(東京大学史料編纂所蔵写真帳 注(7)参照)には「三十番神事」が二本収められている。すなわち外題題簽を「番神問答(一)妙顕寺文書一」と「雑々三卷内三十番神(一)妙顕寺文書三」と題する卷子本にそれぞれ別に収められている。「番神問答」に収める一本は袖書に二月九日に到来とし、「雑々三卷内三十番神」に収める一本は袖書に二月九日に「入」とする。ただし両本とも日付を明應六年二月日とする。恐らく一本が原本に近く、もう一本はその転写かと思われる。また『神興光耀記』(文庫院蔵) 収載「三十番神事」は明應六年二月九日とし、蓬左文庫所蔵本及び版本(享保四年日達跋)「三十番神事」は明應六年二月六日とする。

(2) 『先代旧事本紀』(天神本紀)に「令治平。令三十二人並為防衛。天孫供奉之矣」として三十二神をあげているのを指す。

(3) 「三十番神事」の袖書に「彼難状云 二月九日到来」とあるのに拠る(「番神問答」前掲注(1)参照)。

(4) 三十番神勧請説に関する史料については、竹居明男「三十番神」信仰の成立と普及―日蓮宗受容以前―(『説話文学研究』第四十一号平成十八年)にまとめられている。

(5) 問答書簡という呼称については、『東京帝国大学神道研究室旧蔵書目録および解説』(一九九六年 東京堂出版) 第2章書籍解題で、「番神問答記」について触れられている際に使用されている。本稿でもこれに倣い、問答書簡という呼称を用いることにした。

(6) 『番神問答記』の伝本については、拙著『番神問答記』の伝本(私家版 國學院大學図書館蔵)を参照。

(7) 妙顕寺文書については、東京大学史料編纂所蔵『妙顕寺文書一〜八』(全八冊 写真帳)で見ることができ、番神問答関連は『妙顕寺文書一』と『妙顕寺文書三』に収められている(以下、妙顕寺文書の引用

- は同写真帳からとする)。また中尾堯氏、北村行遠氏、寺尾英智氏による調査報告がある(京都妙顕寺古文書目録)、『立正大学文学部研究紀要』第八号 平成四年 立正大学文学部。なお妙顕寺文書編纂会中尾堯編『妙顕寺文書二』(平成二十五年 妙顕寺)に一部写真と釈文を載せる。『竜華秘書』にも活字として収められている(『日蓮宗宗学全書』第十九卷 昭和三十五年 立正大学日蓮教学研究所)。
- (8) 三浦周行「法華神道の傳統に關する新研究」(『史学雑誌』第二十三編 第一号 明治四十五年 後に「法華神道の傳統」として三浦周行『日本史の研究』第一輯上に収める)。
- (9) 廣野三朗「唯一神道と法華三十番神」(『國學院雜誌』第三十卷第九号 十号 大正十三年)。
- (10) 園田健「吉田神道と日蓮宗との交渉―法華三十番神説をめぐって―」(『神道宗教』第四十五号 昭和四十一年)。
- (11) 石附敏幸「番神問答に關する覚書」(『興風』第二十九号 平成二十九年)。
- (12) 兼俱撰『神道大意』は、『神道大系論説編八 卜部神道(上)』(昭和六十年 神道大系編纂会)に四本収められている。この内「三十番神由来事」があるのは、前田育徳会尊経閣文庫蔵本、天正八年梵舜書写本、寛文五年藤原忠泰書写本である。いずれも本文に異同が見られるが、慈覺大師勸請説については大旨は変わらないので、今は尊経閣文庫蔵本を以て代として引用した。
- (13) 明応期の天台座主は『校訂増補天台座主記』(昭和十年 比叡山延暦寺開創記念事務局)に拠れば、二品堯胤親王に「明應二年(癸卯)四月三十日補任座主」とあるので、恐らく堯胤二品親王であろう。
- (14) その奥書に吉田兼雄の自筆で享保十八年に拝見したとある。なお『卅番神事』(兼俱撰)という史料名と兼致の自筆と示すものは本史料にはなく、巻首目録に同じく兼雄の自筆とされる『卅番神事』(兼致撰)とある
- のに拠る。これについては、西田長男『神道大意』提要(『日本神道史研究』第五卷中世編下 昭和五十四年 講談社) 二七八頁参照。
- (15) 前掲注(14) 西田論文二七三頁。
- (16) 天理圖書館叢書第二十八輯(昭和四十年 天理図書館)。
- (17) 前掲注(14) 西田論文二七五頁。
- (18) 『大正新修大藏經』第八十四卷續諸宗部十五悉曇部全(昭和六年 大正新修一切經刊行會)。
- (19) 法師原の語釈は、梅谷繁樹「法師原としての時宗―中世文学・芸能との微妙なかかわり―」(『園田国文』第二号 昭和六十二年 園田学園女子短期大学国文学会)を参照とした。
- (20) 『大正新修大藏經圖像』第十一卷(昭和九年 大藏出版株式會社)。
- (21) 前掲注(14) 西田論文二五五頁。
- (22) 前掲注(12) 参照。
- (23) 法華經を書写供養する法式の手記で、鎌倉時代十三世紀半ばごろ成立したと思われる『如法經手記』(『續群書類從』第二十六輯上釈家部)にも同じ記述を見る。ただしこちらは、『卅番神事』(兼俱撰)に「神明帳事 十二番次第」とある所を「如法守護神名帳。天長年中慈覺大師勸請。」とする。よって兼致の「此記又不云大師勸請焉」とあるのは、秘密に言えは正しくない。
- (24) 前掲注(11) 石附論文。
- (25) 『新校羣書類從』第十九卷釋家部二雜部一(昭和七年 内外書籍株式會社)。
- (26) 前掲注(20)。
- (27) 前掲注(12) 参照。
- (28) 前掲注(12) 参照。
- (29) 『義勢』の意味については『時代別國語大辞典 室町時代編二』(一九八九 三省堂)を参照した。

(30) 天理大学附属天理図書館吉田文庫に諸社本縁と題する写本がある。内題は「二十二社次第はひはく」で、二十二社を筆頭に熊野大社、多賀大社、厳島神社等各社の祭神と本地のみを簡単にかな書きで記す。三十番神についても一日熱田から順に神名を列記するが、この諸社本縁が『神興光耀記又云番神問答』の一部であったとする記述は本文中どこにもなく、なお検討を要す。

(31) 前掲注(6) 拙著参照。

(32) 前掲注(16) 『神興光耀記又云番神問答』書誌項目及び鳥居清「吉田文庫の兼石自筆本に就いて補遺」(『ビブリア』第三十四号 昭和四十一年)に拠る。

(33) 『妙顕寺文書三』(東京大学史料編纂所蔵 写真帳)に、年未詳二月六日兼致状(堀川近江守宛)に「雨中御床しくて候、御隙候者一兩日中御立寄本望候へさ候へば存よらぬ事候へ共、老父申候、就三井番神事、或法花衆方より申子細候間、如し此一昏を可書遣二分候(以下略)」とある。この史料の解釈は二つに分かれる。まず廣野三朗は、日蓮宗徒の一人が、兼俱が三十番神の慈覚大師勸請説に疑念を抱き、三十番神を天孫降臨供奉三十二神であるという説について云為したようで、これがきっかけで「三十番神事」を発するに至ったのに対し(前掲注(9) 廣野論文)、石附敏幸氏は「如此一昏」とは「重而状」、「或法花衆方」とは妙蓮寺日忠のことで、「兼益記」への疑義が日忠から指摘され、兼俱は急遽根拠となる史料を日蓮宗側に開示する必要に迫られたようで、本状は日蓮宗寺院に送達する書状文面の添削を一条家に依頼したものと解釈する(前掲注(11) 石附論文)。今はこちらの解釈が正しいのか決し難いが、廣野論文に従えば、兼俱と日蓮宗僧侶とが番神問答以前に直接議論していたと推測できる。

(34) 吉田神社編岡田莊司解題校訂「吉田叢書第五編 兼俱本 宣賢本 日本書紀神代卷抄」(昭和五十九年 続群書類従完成会) 國民精神文化

文獻二〇『日本書紀神代抄』(昭和十三年 國民精神文化研究所)。

(35) 久保田取はこの一文を番神問答を指すとすると、『日本書紀神代卷抄』の成立をそれより数年後の文龜年間前後とされている(久保田取『中世神道の研究』昭和三十四年 神道史學會)。とすると、番神問答では神本仏迹も論じられたことになるが、これについては、問答書簡の検討から考察しなければならぬ。

(36) 前掲注(20)。

(37) 前掲注(9) 廣野論文。

(38) 前掲注(11) 石附論文。

(39) 『神興光耀記又云番神問答』において「重而状」は、「如法經六帖式表裏云」と「兼益記」のみが、前者は識語の直前に、後者は「三十番神事」に対する妙顕寺の返答である「就宗家鎮護之三十番神御尋両篇并御不審條々之事」に対する快尊の批判部分に別々に書写されており、いわゆる書状としての体を成していない。その理由は未詳だが、注意は必要である。

(40) 『妙顕寺文書二』(東京大学史料編纂所蔵 写真帳)。「重而状」には付箋が貼られているが、本状はカラーで、「特別展覧会「立正安國論」奏進七五〇年記念日蓮と法華の名宝」華ひらく京都町衆文化」(平成二十一年 京都国立博物館)でも紹介されており、それを見る限りでは、「重而状吉田トアルノミテ二月十八日到来ノ七字ナシ」と読める。これは何かという「重而状」は版本『番神問答記』(享保四年刊)にも載せるのだが、書状名を「三十番神流布名号事 重而」(従吉田)としていたのであって、版本との比較を記していると推測する。しかしあくまでも原本未見で、写真からの推読なので本文引用はしなかった。

(41) 前掲注(8) 三浦論文。

(42) この点については、前掲注(9) 廣野論文と前掲注(11) 石附論文の

- 解釈の折衷的な意味としておきたい。
- (43) 『吉田兼致卿記』(国立公文書館公開デジタルアーカイブ) 文明十八年十一月十六日条に「今度日本紀講釈」、同二十三日条に「禁裏日本紀講釈」とあるので、同年に日本書紀講義をしたとするのは、十分考えられる。
- (44) 『妙顕寺文書三』(東京大学史料編纂所所蔵 写真帳)。
(45) 前掲注(11) 石附論文。
- (46) 『妙顕寺文書一』(東京大学史料編纂所所蔵 写真帳)。
(47) 『妙顕寺文書二』(東京大学史料編纂所所蔵 写真帳)。
(48) 前掲注(9) 廣野論文。
(49) 東京大学史料編纂所所蔵影写本。
- (50) 石附氏は本圀寺の対応について、本圀寺の回答は、本圀寺が吉田家の問状の背後に朝廷の意向があることを見抜いたための消極的抵抗とも解することもでき、単なる無学な返答という評価には再検討の余地も出てくるという見解を示されている(前掲注(11) 石附論文)。「立本寺文書」の本圀寺返答はこの石附氏の見解を補う意味でも重要な一文かと思われる。
- (51) 東京大学史料編纂所所蔵影写本。
- (52) 『天理図書館善本叢書和書之部第二十七卷 日本書紀纂疏 日本書紀抄』(昭和五十二年 八木書店)。
- (53) 清原宣賢の三十番神に関する記載は、他に「日本書紀神代卷抄」(『神道大系古典註釈編四 日本書紀註釈(下)』昭和六十三年 神道大系編纂会)、「宣賢本 日本書紀神代卷抄」(前掲注(34) 吉田叢書第五編)、「神代抄下」(伊藤東愼、大塚光信、安田章編『両足院蔵日本書紀抄』昭和六十一年 臨川書店) にも見ることができ、小林千草『清原宣賢講「日本書紀抄」本文と研究』(二〇〇三年 勉誠出版) に校訂紹介されている。

付記

本稿は平成二十八年から令和二年にかけて行なった番神問答記の伝本調査を報告書としてまとめた「番神問答記」の伝本(私家版)で論及したものを増補改稿したものである。